

# 平成30年度建設工事入札参加資格審査にか かかる発注者別評価事項の改正について

平成 29 年 3 月  
彦根市総務部契約監理室長

建設工事の入札参加者の格付にかかる発注者別評価事項について、次のとおり改正を行いますのでお知らせいたします。

ただし、今回の改正は平成 30 年度の入札参加資格審査から適用します。

## ◇ 評価項目の追加と見直しを行います。

現在、消防団に入団している者を雇用している場合については、評価項目としていますが、この雇用している場合に加えて、消防団協力事業所の認定を受けている場合についても、評価項目とします。

### ○改正後の評価内容

◆消防団に入団している者を 1 人雇用している、または、消防団協力事業所の認定を受けている。(認定基準のうち、消防団員である従業員を 2 人以上雇用している基準を除く、他の基準で認定を受けている場合。) この場合、5 点を加点します。

◆消防団に入団している者を 2 人以上雇用している、または、消防団協力事業所の認定を受けている。(認定基準のうち、消防団員である従業員を 2 人以上雇用している基準により認定を受けている場合。) この場合、10 点を加点します。

### ○参考

#### ◇現行の評価内容（平成 29 年度まで）

消防団に入団している者を雇用している場合	1 人雇用時	5 点
消防団に入団している者を雇用している場合	2 人以上雇用時	10 点

#### ◇消防団協力事業所の認定基準

1. 消防団員である従業員を 2 人以上雇用している事業所等
2. 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
3. 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
4. その他、彦根市消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等